

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第2項	平成23年度中を目処に、できるだけ速やかに措置	文部科学省
829	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第1項	平成23年度中を目処に、できるだけ速やかに措置	文部科学省